

(令和4年3月29日 庁議)

部 等 名	環境・エネルギー部
-------	-----------

件名	「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「第3期第二種特定鳥獣管理計画」の策定について（協議）																					
経緯	<p>○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、環境省が示した基本指針に即して、鳥獣保護管理事業を実施するのに必要な事項を定め、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とした、「第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定する。</p> <p>また、同法第7条の二に基づき、県内においてその生息数が著しく増加等している鳥獣の管理を図るため、同計画期間とする「第3期第二種特定鳥獣管理計画」を策定する。</p> <p>○ 策定経過</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令和3年</td> <td style="width: 10%;">8月</td> <td>計画に対する市町村、警察、農協、森林組合、猟友会等への意見聴取</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>環境省基本指針告示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>環境保全審議会鳥獣部会開催</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>1月</td> <td>環境保全審議会鳥獣部会開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月</td> <td>パブリックコメントを実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>環境保全審議会鳥獣部会開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>環境保全審議会開催</td> </tr> </table>	令和3年	8月	計画に対する市町村、警察、農協、森林組合、猟友会等への意見聴取		10月	環境省基本指針告示		12月	環境保全審議会鳥獣部会開催	令和4年	1月	環境保全審議会鳥獣部会開催		2月	パブリックコメントを実施		3月	環境保全審議会鳥獣部会開催		3月	環境保全審議会開催
令和3年	8月	計画に対する市町村、警察、農協、森林組合、猟友会等への意見聴取																				
	10月	環境省基本指針告示																				
	12月	環境保全審議会鳥獣部会開催																				
令和4年	1月	環境保全審議会鳥獣部会開催																				
	2月	パブリックコメントを実施																				
	3月	環境保全審議会鳥獣部会開催																				
	3月	環境保全審議会開催																				
内容	<p>○ パブリックコメントの結果 意見の件数 2件</p> <p>○ パブリックコメント及び環境保全審議会における意見聴取の結果を踏まえ、「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「第3期第二種特定鳥獣管理計画」を別添のとおり策定し、県民に公表する。</p>																					

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定

「鳥獣保護管理事業計画」の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、国が定める基本指針に則して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施していくために定める計画

I 計画の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）	VII ツキノワグマの保護管理	・年間捕獲可能頭数の上限を定めて捕獲管理等
II 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 39、うち計画期間中の更新予定箇所数24、新規・変更・廃止予定なし 特別保護地区の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 10、うち計画期間中の更新予定箇所数 6、新規・変更・廃止予定なし 休猟区の指定 ・既指定箇所数 0、新規予定なし 鳥獣保護区等の整備等 ・標識類、巣箱・給水施設等の整備及び管理に係る年次計画 	VIII カワウの管理	・現在のコロニーへの封じ込め等
III 鳥獣の人工増殖及び放鳥	・地域個体群の交雑による遺伝的な攪乱を防ぐことができないことから放鳥は行わない。	IX 鳥獣の生息状況の調査	・鳥獣生息分布等調査 ・ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査（ほか）
IV 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ・学術研究、鳥獣保護、鳥獣の管理、その他 ◎鳥獣の市街地出没に対する対応 その他、鳥類の捕獲等に関する事項 ・捕獲許可した者への指導、鳥類の飼養登録、販売禁止鳥獣の販売許可 ◎錯誤捕獲の防止のための対応 	X 鳥獣保護管理事業の実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣行政担当職員の設置等 鳥獣保護巡視員の設置等 保護及び管理の担い手の育成及び確保 ◎狩猟者の知識・技術の向上の取組 鳥獣センター 取締り ・違法な狩猟や飼養の取締りに関する事項の年間実施計画
V 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区	<ol style="list-style-type: none"> 特定猟具使用禁止区域の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数105、うち計画期間中の更新予定箇所数63、新規1・検討1・変更予定なし 特定猟具使用制限区域の指定 ・既指定箇所数 0、新規予定なし 猟区設定のための指導 ・既設定箇所数1、計画期間中の更新予定・新規・変更・廃止予定なし 指定猟法禁止区域 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数1、新規・変更・廃止予定なし 	XI その他	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 狩猟の適正化 傷病鳥獣救護への対応 感染症への対応 ・関係機関との連絡体制整備 ◎感染症対策の情報収集 ◎関係部局との連携・情報共有 普及啓発 (1) 鳥獣の保護管理の普及啓発(探鳥会、ポスターコンクール等) (2) 安易な餌付けの防止 (3) 猟犬の適切な管理 (4) 愛鳥モデル校の指定 (5) 法令の普及徹底
VI 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 第一種特定鳥獣保護計画の作成方針 ・対象鳥獣なし 第二種特定鳥獣管理計画の作成方針 ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象鳥獣とし、計画期間、対象区域等を設定 ◎推定生息数を活用した数値目標や評価可能な目標設定による推進 ◎都県をまたぐ広域的な捕獲の強化 第二種特定鳥獣管理計画に係る年度別実施計画の作成方針 ・対象鳥獣について実施計画を毎年度作成 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ・第二種特定鳥獣管理計画に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定める 		

鳥獣保護管理に係る計画体系

第13次鳥獣保護管理事業計画 (5ヶ年計画)

第二種特定鳥獣管理計画（5ヶ年計画）
(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)

実施計画
(年度計画)

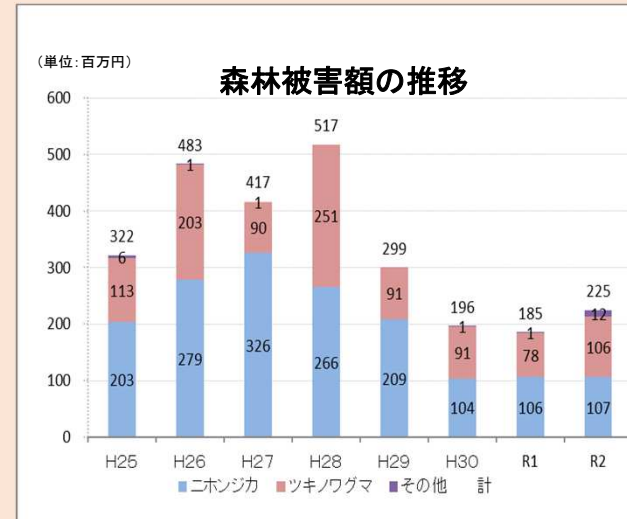
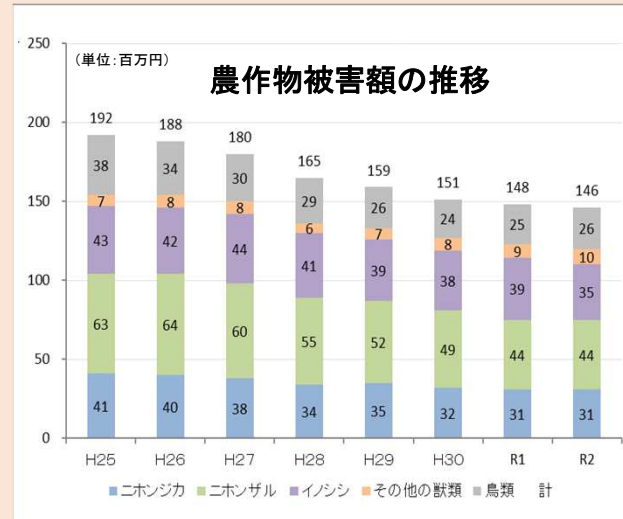
ツキノワグマ保護管理指針（5ヶ年計画）

カワウ管理指針（5ヶ年計画）

次期第二種特定鳥獣管理計画の策定

計画の概要

- 計画期間
令和4年4月～令和9年3月（5年間）
- 対象鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル
- 計画を策定する目的
 - ・農林業等への被害軽減、生態系への影響軽減
 - ・個体群管理、人との共存
- 計画の内容
 - ・管理の目標
 - ・数の調整に関する事
 - ・被害防除に関する事 など



生態系への影響

(山岳レイジャー・森林総合研究所の調査)
 県内の高山帯で、ニホンジカによる植物等への被害が増加。
 ・鳳凰三山では、樹木への剥皮が増加、カモメランの食害も確認
 ・奥秩父山系、大菩薩峠、篠井山で植物の食害
 ・北岳山荘下では、群落の消失が危惧されるレベルの食害・踏み跡が出現



ニホンジカ

現状と課題

○個体数調整捕獲

	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲目標	16,000				
捕獲頭数	14,243	14,320	15,223	16,684	16,458
狩猟	3,088	2,875	3,567	3,970	3,789
管理等	11,155	11,445	11,656	12,714	12,669
推定生息数	63,381	50,424	49,685	43,642	34,039

○推定生息数の目標

- ・国が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(H25)で定めた目標(10年間で半減)に合わせ
65,193頭(H23) → 32,500頭(R5)
- ・その後、適正生息数 4,700頭まで減少
- ・R2: **約34,000頭** ⇒ ほぼ目標を達成

- 課題
- ・捕獲圧を高めたこと等により、高標高域などに分散
 これに伴う捕獲効率の低下と高標高域での植生被害の拡大
 - ・捕獲したニホンジカの有効活用
 - ・くくりわなによる錯誤捕獲

次期計画(案)の概要

○計画策定の考え方

- ・現計画の目標は、ほぼ達成したことから、県独自の目標を新たに設定する。
- ・被害の実態に即した捕獲を行い、農林業や森林生態系への被害軽減を図る。

①管理の目標

今後、10年間で半減

約34,000頭 → 17,000頭

次期計画期間中(5年間)に約25,500頭

⇒その後、適正生息数 4,700頭へ

・年間捕獲数：当面の間 16,000頭

②数の調整に関する事

- ・1日捕獲量を無制限
- ・狩猟期間の1か月延長
- ・被害の実態に即した捕獲
- ・高標高域での捕獲、市町村の役割分担の拡大

《参考》

国の考え方

全国的に半減目標が達成できる都道府県はごく一部の見込みであり、R5の状況を見て、その後の目標を検討。

他県の状況

現時点で、ほぼ達成しているのは本県のみ。

③被害防除に関する事

- ・防護柵、ネット設置

④その他

- ・錯誤捕獲の防止
- ・捕獲したシカの有効活用

イノシシ

現状と課題

○個体数調整捕獲

	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲目標	3,000				
捕獲頭数	2,764	2,480	3,058	4,330	2,200
狩猟	953	736	1,016	1,542	503
管理等	1,811	1,744	2,042	2,788	1,697

○銃猟における目撃率(頭/人日数)

H28: 0.24% ⇒ R1: 0.18% (▲0.06%)

- 課題
- ・県内全域で豚熱が多数確認

次期計画(案)の概要

○計画策定の考え方

農林業被害、目撃率ともに減少していることから、現状の取組を継続していく。

①管理の目標

- ・年間捕獲目標 3,000頭
- ・農林業被害軽減
- ・個体群の安定的な維持

②数の調整に関する事

- ・個体数調整の実施
- ・狩猟期間の1か月の延長

③被害防除に関する事

- ・集落周辺環境の整備
- ・防護柵、ネット設置

④その他

- ・豚熱に感染したイノシシを発見した場合の対応

ニホンザル

現状と課題

○個体数調整捕獲

	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲目標	1,200				
捕獲頭数	1,232	1,309	1,153	1,198	1,061
管理等	1,232	1,309	1,153	1,198	1,061

○生活環境・人身被害報告件数

H28: 163件 ⇒ R2: 20件 (▲143件)

- 課題
- ・移動する個体群に対する効果的な対応

次期計画(案)の概要

○計画策定の考え方

農業被害、生活環境・人身被害は減少していることから、現状の取組を継続していく。

①管理の目標

- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害の根絶
- ・個体群の健全な維持
- ※年間捕獲目標は年間計画で設定

②数の調整に関する事

- ・個体数調整の実施

③被害防除に関する事

- ・生息調査に基づく、効果的な防除
- ・追い払い
- ・防護柵、ネット設置
- ・集落周辺環境の整備

④その他

- ・GPS発信機を活用した位置の把握